

# 資料 5

## 群馬県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定について

### 1 広域計画の趣旨

群馬県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画は、地方自治法第291条の7及び群馬県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、平成19年度に策定された第1次広域計画をうけて策定するものです。

第1次広域計画においては、広域連合が行う事務に関して、広域連合と広域連合を組織する群馬県内すべての市町村が処理する事項等について定めるとともに、施策や方針を示すものでありましたが、第2次広域計画は、第1次広域計画を補完する形で策定するものです。

### 2 広域計画の期間

第1次広域計画の期間は、平成19年度から平成24年度までの6年間とし、その後、見直しを行うものとしています。このため、平成25年度からの第2次広域計画を今回策定するものです。

### 3 第2次広域計画策定スケジュール（予定）

平成24年10月	第3回後期高齢者医療広域連合運営会議	計画案提示
平成24年11月	第1回後期高齢者医療懇談会	計画案提示
平成24年12月	第2次広域計画（案）修正	
平成25年1月	後期高齢者医療広域連合運営会議	最終案提示
平成25年2月	第1回後期高齢者医療広域連合議会定例会	議案上程

### 4 第2次広域計画（案）・新旧対照表

別紙のとおり

## 参考

### 地方自治法（抜粋）

（広域計画）

**第 291 条の 7** 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域計画は、第 291 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

### 群馬県後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合の処理する事務）

**第 4 条** 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、当該各号の事務のうち、別表第 1 に定める事務については関係市町村において行う。

- （1） 被保険者の資格の管理に関する事務
- （2） 医療給付に関する事務
- （3） 保険料の賦課に関する事務
- （4） 保健事業に関する事務
- （5） その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

**第 5 条** 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- （1） 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- （2） 広域計画の期間及び改定に関すること。

**別表第1（第4条関係）**

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務

群馬県後期高齢者医療広域連合

第 2 次 広 域 計 画

(案)

群馬県後期高齢者医療広域連合

平成25年2月

## 目 次

- 1 趣旨
- 2 広域計画の項目
- 3 基本方針
- 4 基本施策
- 5 広域連合及び関係市町村が行う事務
- 6 計画の期間

## 群馬県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画

### 1 趣旨

群馬県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務に関して、広域連合と広域連合を組織する群馬県内のすべての市町村（以下「関係市町村」という。）が処理する事項等について定めるとともに、施策や方針を示すものであり、平成24年度までを計画期間とする第1次広域計画を平成19年度に策定しました。

今後も、第1次広域計画で掲げた基本方針及び基本施策を踏まえ、引き続き関係市町村と連携しながら、後期高齢者医療制度の安定的な運営を行っていくため、平成25年度から5年間を計画期間とする群馬県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（以下「第2次広域計画」という。）を策定するものです。

### 2 広域計画の項目

広域計画は、群馬県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第5条の規定に基づき、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

### 3 基本方針

広域連合は、関係市町村と相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な事業の実施と効率的かつ安定的な事業執行を目標とすることにより、将来の高齢者社会に対応できる事務事業体制を整備します。

また、後期高齢者医療の現状把握を的確に行い、住民サービスの向上に努めます。

### 4 基本施策

- (1) 後期高齢者医療制度の普及啓発と給付の適正化

後期高齢者医療制度の理解を深めるための普及啓発と医療費の内容を常に点検し、医療給付費の適正化を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度事務の効率化

後期高齢者医療制度の事務について、広域連合と関係市町村がその役割を明確にするとともに、事務の効率化を図ります。

(3) 後期高齢者医療の財政の安定化

広域化の<sup>\*</sup>スケールメリットを活かした事業運営をすることで、財政基盤の強化と安定化を図ります。

※スケールメリット（規模効果：規模を大きくすることで得られる効果）

(4) 住民サービスの向上

事業運営の広域化により住民の利便性が低下することのないよう、関係市町村と綿密な連携を図りながら、住民サービスの向上に努めます。

5 広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する事務のうち、規約第4条に掲げる事務を行うものとします。その主な事務内容は、別表のとおりです。

別表

区分	広域連合が行う事務	関係市町村が行う事務
被保険者の資格管理に関する事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 75歳以上の者の資格管理</li><li>・ 65～74歳の者の被保険者認定</li><li>・ 被保険者証の交付、回収</li><li>・ 短期証等の発行</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被保険者の資格に関する申請の受付</li><li>・ 被保険者証の引渡し</li><li>・ 短期証等の引渡し</li><li>・ 被保険者証等の返還の受付</li></ul>
医療給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現物給付等の審査、支払</li><li>・ 償還払い等の審査、支払</li><li>・ 葬祭費等の支給</li><li>・ 高額療養費等の申請の勧奨</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高額療養費、移送費等の支給に係る申請の受付等</li><li>・ その他医療給付に係る申請受付</li><li>・ 勧奨対象者の確認</li></ul>
保険料の賦課及び徴収に関する事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険料率の決定</li><li>・ 保険料の賦課</li><li>・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請に対する決定等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険料の徴収</li><li>・ 保険料等の納付</li><li>・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付等</li></ul>

保健事業及び医療費適正化事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業に関する事務</li> <li>・医療費通知の送付</li> <li>・レセプト点検の実施</li> <li>・ジェネリック医薬品の普及促進</li> <li>・重複・頻回受診者に対する訪問指導の実施</li> <li>・第三者行為求償事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業に関する事務</li> <li>・訪問指導、健康教室等の実施</li> <li>・ジェネリック医薬品希望カードの配布</li> <li>・重複・頻回受診者に対する訪問指導対象者の選定</li> <li>・第三者行為傷病届等の受付</li> </ul>
その他後期高齢者医療制度に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計に関すること</li> <li>・県知事への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計に関すること</li> </ul>

## 6 計画の期間

第2次広域計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、その後5年を単位として、見直しを行うものとします。ただし、平成29年度以前に現行制度が廃止となった場合は、その廃止までの期間とします。なお、状況の変化や事務の追加等があり、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行います。



群馬県後期高齢者医療広域連合広域計画 新旧対照表

改正案(第2次)	現行(第1次)
<p>1 趣旨</p> <p>群馬県後期高齢者医療広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、群馬県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う事務に関して、広域連合と広域連合を組織する群馬県内のすべての市町村(以下「関係市町村」という。)が処理する事項等について定めるとともに、<u>施策や方針を示すものであり、平成24年度までを計画期間とする第1次広域計画を平成19年度に策定しました。</u></p> <p><u>今後も、第1次広域計画で掲げた基本方針及び基本施策を踏まえ、引き続き関係市町村と連携しながら、後期高齢者医療制度の安定的な運営を行っていくため、平成25年度から5年間を計画期間とする群馬県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画(以下「第2次広域計画」という。)を策定するものです。</u></p> <p>2 広域計画の項目</p> <p>広域計画は、群馬県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第5条の規定に基づき、次の項目について記載します。</p> <p>(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。</p> <p>(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p> <p>(削除)</p>	<p>1 趣旨</p> <p>群馬県後期高齢者医療広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の7の規定に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、群馬県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う事務に関して、広域連合と広域連合を組織する群馬県内のすべての市町村(以下「関係市町村」という。)が処理する事項等について定めるとともに、<u>施策や方針を示すものです。</u></p> <p>2 広域計画の項目</p> <p><u>この広域計画は、群馬県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月19日群馬県指令第215-1号許可。以下「規約」という。)第5条の規定に基づき、次の項目について記載します。</u></p> <p>(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。</p> <p>(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p> <p>3 経緯</p> <p><u>医療保険制度改革の大きな柱の一つとして、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)が平成18年6月21日に公布され、これまでの老人保健制度を改め、新たに後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月から施行されることとなりました。</u></p> <p><u>この制度の運営は、都道府県を単位とした全市町村が加入する広域連合が行うこととされ、平成18年度中に各都道府県において広域連合を設立することが義務付けられました。</u></p> <p><u>本県においては、平成18年8月31日に群馬県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が設置され、同年12月に関係市町村議会において広域連合規約の議決、平成19年2月に県知事への設置申請、許可を経て、同年2月19日に群馬県後期高齢者医療広域連合が設立されました。</u></p>

### 3 基本方針

広域連合は、関係市町村と相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な事業の実施と効率的かつ安定的な事業執行を目標とすることにより、将来の高齢者社会に対応できる事務事業体制を整備します。

また、後期高齢者医療の現状把握を的確に行い、住民サービスの向上に努めます。

### 4 基本施策

#### (1) 後期高齢者医療制度の普及啓発と給付の適正化

後期高齢者医療制度の理解を深めるための普及啓発と医療費の内容を常に点検し、医療給付費の適正化を図ります。

#### (2) 後期高齢者医療制度事務の効率化

後期高齢者医療制度の事務について、広域連合と関係市町村がその役割を明確にするとともに、事務の効率化を図ります。

#### (3) 後期高齢者医療の財政の安定化

※

広域化のスケールメリットを活かした事業運営をすることで、財政基盤の強化と安定化を図ります。

※スケールメリット（規模効果：規模を大きくすることで得られる効果）

#### (4) 住民サービスの向上

事業運営の広域化により住民の利便性が低下することのないよう、関係市町村と綿密な連携を図りながら、住民サービスの向上に努めます。

### 5 広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する事務のうち、規約第4条に掲げる事務を行うものとし、その主な事務内容は、別表のとおりです。

別表

区分	広域連合が行う事務	関係市町村が行う事務
被保険者の資格管理に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の者の資格管理</li> <li>・65～74歳の者の被保険者認定</li> <li>・被保険者証の交付、回収</li> <li>・短期証等の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格に関する申請の受付</li> <li>・被保険者証の引渡し</li> <li>・短期証等の引渡し</li> <li>・被保険者証等の返還の受付</li> </ul>

### 4 基本方針

広域連合は、関係市町村と相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な事業の実施と効率的かつ安定的な事業執行を目標とすることにより、将来の高齢者社会に対応できる事務事業体制を整備します。

また、後期高齢者医療の現状把握を的確に行い、住民サービスの向上に努めます。

### 5 基本施策

#### (1) 後期高齢者医療制度の普及啓発と給付の適正化

新たな後期高齢者医療制度の理解を深めるための普及啓発と医療費の内容を常に点検し、医療給付費の適正化を図ります。

#### (2) 後期高齢者医療制度事務の効率化

後期高齢者医療制度の事務について、広域連合と関係市町村がその役割を明確にするとともに、事務の効率化を図ります。

#### (3) 後期高齢者医療の財政の安定化

※

広域化のスケールメリットを活かした事業運営をすることで、財政基盤の強化と安定化を図ります。

※スケールメリット（規模効果：規模を大きくすることで得られる効果）

#### (4) 住民サービスの向上

事業運営の広域化により住民の利便性が低下することのないよう、関係市町村と綿密な連携を図りながら、住民サービスの向上に努めます。

(7から移動)

医療給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物給付等の審査、支払</li> <li>・償還払い等の審査、支払</li> <li>・葬祭費等の支給</li> <li>・<u>高額療養費等の申請の勸奨</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費、移送費等の支給に係る申請の受付等</li> <li>・その他医療給付に係る申請受付</li> <li>・<u>勸奨対象者の確認</u></li> </ul>
保険料の賦課及び徴収に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の決定</li> <li>・保険料の賦課</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予に係る申請に対する決定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の徴収</li> <li>・保険料等の納付</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付等</li> </ul>
保健事業及び医療費適正化事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保健事業に関する事務</u></li> <li>・<u>医療費通知の送付</u></li> <li>・<u>レセプト点検の実施</u></li> <li>・<u>ジェネリック医薬品の普及促進</u></li> <li>・<u>重複・頻回受診者に対する訪問指導の実施</u></li> <li>・<u>第三者行為求償事務</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保健事業に関する事務</u></li> <li>・<u>訪問指導、健康教室等の実施</u></li> <li>・<u>ジェネリック医薬品希望カードの配布</u></li> <li>・<u>重複・頻回受診者に対する訪問指導対象者の選定</u></li> <li>・<u>第三者行為傷病届等の受付</u></li> </ul>
その他後期高齢者医療制度に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計に関すること</li> <li>・県知事への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計に関すること</li> </ul>

## 6 計画の期間

第2次広域計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、その後5年を単位として、見直しを行うものとし、ただし、平成29年度以前に現行制度が廃止となった場合は、その廃止までの期間とします。なお、状況の変化や事務の追加等があり、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行います。

(変更の上、5へ移動)

## 6 計画の期間

この広域計画の期間は、平成19年度から平成24年度までの6年間とし、その後5年を単位として、見直しを行うものとし、ただし、状況の変化や事務の追加等があり、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行います。

## 7 事務事業計画

### (1) 平成19年度

平成20年4月に施行される後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合と関係市町村は連携し、保険料率の決定、条例・規則等の例規整備、保健事業内容の決定、電算処理システムの構築及びその他必要な準備事務を行います。

### (2) 平成20年度から平成24年度

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する事務のうち、広域連合規約第4条に掲げる事務を行うものとします。

主な事務内容は、別表のとおりです。

別表

	広域連合の事務	市町村の事務
被保険者の資格管理に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の者の資格管理</li> <li>・65～74歳の者の被保険者認定</li> <li>・被保険者証の交付、回収</li> <li>・短期証等の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証の交付の申請受付</li> <li>・被保険者証の引渡し</li> <li>・短期証等の引渡し</li> <li>・被保険者証等の返還の受付</li> </ul>
医療給付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物給付等の審査、支払</li> <li>・償還払い等の審査、支払</li> <li>・葬祭費等の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費、移送費等の支給に係る申請の受付等</li> <li>・その他医療給付に係る申請受付</li> </ul>
保険料の賦課徴収に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の決定</li> <li>・保険料の賦課</li> <li>・保険料の減免</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の徴収</li> <li>・保険料等の納付</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付等</li> </ul>
その他後期高齢者医療制度に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保健事業に関する事務</u></li> <li>・特別会計に関すること</li> <li>・県知事への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計に関すること</li> </ul>